

高病原性鳥インフルエンザ発生農場（県内1例目）に係る移動制限区域の解除について

1月1日に前橋市内で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、設定していた半径3km以内の移動制限区域について、本日0時に解除しました。
これにより、今回の発生に係る全ての防疫措置が完了しました。

1 防疫措置の経過

- (1) 1月 3日（火） 17時 発生農場における防疫措置が完了。
- (2) 1月19日（木） 0時 防疫措置完了後10日経過後に実施した移動制限区域内の農場における清浄性確認検査の結果、全て陰性が確認されたため、国と協議して搬出制限区域（3km～10km以内）を解除。
- (3) 1月25日（水） 0時 防疫措置完了後21日が経過し、移動制限区域内で新たな発生がなかったことから、国と協議して移動制限区域を解除。

【搬出制限区域及び移動制限区域の設定状況】

区 域	農場数	飼 養 羽 数
搬出制限区域（3km～10km以内）	30 農場	約 1,817,000 羽
移動制限区域（3km以内）	1 農場	約 23,000 羽